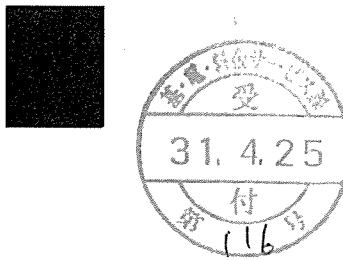


(別添2)



電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則の一部を改正する省令に基づく承認申請

西設相制 000015 号
2019年 4月 25日

総務大臣
石田 真敏 殿

郵便番号 540-8511

住所 大阪府大阪市中央区馬場町 3番 15号
名称及び代表者の氏名

にしへんでんしんでんわかぶしきがいしゃ
西日本電信電話株式会社

代表取締役社長 小林

登録年月日及び登録番号

平成 16 年 4 月 1 日 第 [REDACTED]

別紙のとおり、電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則の一部を改正する省令（平成 31 年総務省令第 15 号）附則第 2 条第 1 項の規定に基づく承認を受けたいので申請します。

別紙

以下のとおり承認を受けたいので宜しく取りはからい願います。

1. 電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則の一部を改正する省令 (平成 31 年総務省令第 15 号) 附則第 2 条第 1 項関連

「固定電話網の IP 網への移行後において、当社の SIP サーバを用いて接続事業者が指定する電気通信番号に応じた音源装置を特定し、IP 網に収容されている該当の音源装置と接続する機能（以下、本機能）」について、電気通信事業法第 36 条第 1 項の総務省令で定める機能とみなすこと。

（理由）

本機能については、

- ① PSTN マイグレーションに係る多数の関係電気通信事業者による協議の場（以下、「意識合せの場」）における協議の結果に基づき、平成 29 年 3 月 28 日及び同年 9 月 27 日に行われた情報通信審議会の答申の趣旨である固定電話網から IP 網への円滑な移行を図る目的で追加される網機能であること
- ② 平成 29 年 12 月 14 日の意識合せの場において、関係電気通信事業者間（全 17 社）で合意していること（参考）
- ③ 協議終了後、会合資料を関係電気通信事業者（全 17 社）にメールで送付し合意内容の共有を図っていること
- ④ 平成 29 年 12 月 14 日以降に意識合せの場に参加した事業者（12 社）に対しても、当該合意内容について情報を提供し合意の意思確認を実施していること
- ⑤ 今回、承認申請を行い、その申請内容及び第一種指定電気通信設備の機能の変更又は追加に関する計画の設定に関する届出書相当の書面【別添資料】を当社ウェブサイトにおいて公表するといった適切な情報の提供が行われること
- ⑥ 現在の固定電話網における接続を IP 網移行後も維持するためのものであり、接続事業者の意見を反映し、接続を前提としたネットワークとして構築されること

から、第一種指定電気通信設備との接続に支障を生ずるおそれがないため。

（参考）

PSTN マイグレーションに係る意識合せの場の個別会合である第 5 回「技術

検討の場」（平成 29 年 10 月 31 日）、第 6 回「技術検討の場」（平成 29 年 11 月 21 日）、第 7 回「技術検討の場」（平成 29 年 12 月 14 日）での議論において、IP-POI を経由した当社音源装置との接続について、関係電気通信事業者間（全 17 社）で合意しました。

【別添資料】第一種指定電気通信設備の機能の変更又は追加に関する計画

1 機能の内容	固定電話網のIP網への移行後において、当社のSIPサーバを用いて接続事業者が指定する電気通信番号に応じた音源装置を特定し、IP網に収容されている該当の音源装置と接続する機能
2 提供条件 (1) 提供交換等設備等の機種 (2) 提供交換等設備等の設置地域又は設置予定地域 (3) 提供回線種別 (4) カバーエリア (5) 接続箇所 (6) その他の提供条件	(1) SIPサーバ、音源装置 (2) 当社サーバ集約設置拠点 (3) 未定 (4) 全国 (5) 2020年度第4四半期までに当社ホームページにて公開予定 (6) なし
3 使用する番号	音源装置を利用したサービスを提供する1XY番号(177, 117, 171)
4 課金	ユーザ課金有無については発信事業者にて決定
5 インタフェース (1) ユーザ・網インターフェース (2) 網間インターフェース (3) 保守運用インターフェース	PSTNマイグレーションに係る意識合わせの場での議論に基づき、2022年度までに公表予定
6 端末の認証等に関する方式及び情報	(対象外)
7 第一種指定電気通信設備の網から他の電気通信事業者の網へ転送されるデータの実効速度に関する情報	(対象外)
8 通信プロトコルに関する情報	(対象外)
9 利用条件の設定	各事業者にて接続先を設定
10 機能の変更又は追加の別	機能の追加
11 関連する機能及び設備並びに計画との関係	音声IP接続に係る機能・設備の変更
12 自己利用、共同利用又は他	共同利用

事業者利用の別	
13 費用の負担の有無及びその概算	費用の負担：有 IP 接続に係る接続料金（網使用料）として 2022 年度までに公表予定
14 13 の算定根拠となる算定方式並びに費用項目及び各費用項目ごとの額	前項の接続料金と併せて公表予定
15 工事開始予定年月日	2019 年 5 月 7 日以降工事開始予定
17 提供予定期	2023 年 1 月以降提供開始予定
19 計画の設定又は変更年月日	2017 年 12 月 14 日
20 計画の設定又は変更理由	固定電話網から IP 網への円滑な移行を図るため



電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則の一部を改正する省令に基づく承認申請

西設相制 000016 号
2019 年 4 月 25 日

総務大臣
石田 真敏 殿

郵便番号 540-8511

住所 大阪府大阪市中央区馬場町 3 番 15 号

名称及び代表者の氏名

にしへんでんしんでん わかがしきがいしゃ
西日本電信電話株式会社

代表取締役社長 小林

登録年月日及び登録番号

平成 16 年 4 月 1 日 第 [Redacted]

別紙のとおり、電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則の一部を改正する省令（平成 31 年総務省令第 15 号）附則第 2 条第 2 項の規定に基づく承認を受けたいので申請します。

別紙

以下のとおり承認を受けたいので宜しく取りはからい願います。

- 1 電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則の一部を改正する省令（平成 31 年総務省令第 15 号）附則第 2 条第 2 項関連

当社の SIP サーバにおいて、「緊急通報呼表示：なし」の場合に、予め登録した特定の発信者電話番号の呼について、緊急通報受理回線（警察機関、海上保安機関又は消防機関が緊急通報を受理するために用いる電話回線）への接続を可能とする機能（以下、「本機能」とします。）について、電気通信事業法第 36 条第 1 項の総務省令で定める機能とみなすこと。

（改正省令附則第 2 条第 2 項に規定する「相当する措置」を講じたと考える理由）

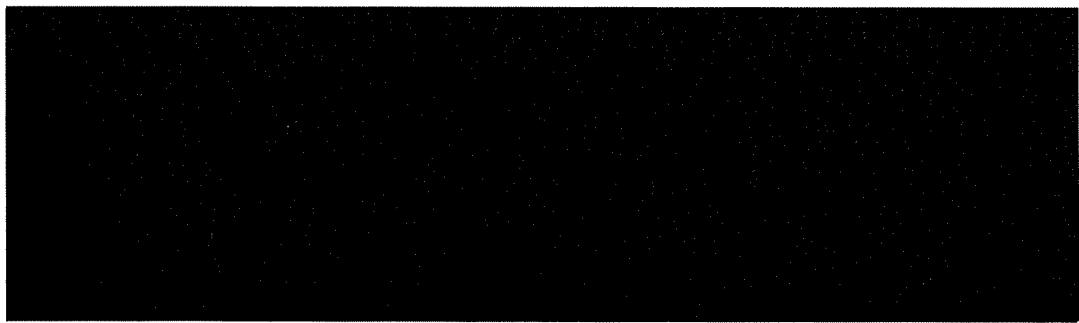
- (1) 電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下、「施行規則」とします。）第 24 条に規定される届出に相当する措置

本機能については、平成 31 年 3 月 29 日付け西設相制第 000209 号により、施行規則第 24 条に規定する様式第 18 の届出書に相当する書面を貴省に提出しました。

- (2) 施行規則第 24 条の 2 に規定される届出の期限について

届出書に相当する書面の提出から工事に着手するまでの期間について、施行規則第 24 条の 2 第 1 項第 3 号口に規定される 40 日より 1 日短く 39 日となった理由は、以下のとおりです。

本機能の開発は、[REDACTED]（以下、「[REDACTED] 社」とします。）の要望に基づき、同社の利用及び費用負担を前提として行うもので、[REDACTED] 年 [REDACTED] 月に最初に要望を受け、協議・検討を進めてきたものです。



当社のIP－IP接続の開始に向けた開発は、2021年の接続開始を予定しており、開発に要する期間及びその後の接続検証に要する期間に鑑みれば、平成31年5月7日の開発着手は必須であるため、本機能を併せて開発するためには、平成31年5月7日に工事着手を行うことが必要となります。

これらを踏まえ、効率的な機能開発とすることで本機能をより安価とし、円滑な接続を実現するため、届出相当から工事着手までの期間を40日より1日短く39日とせざるをえません。

以上の理由により、届出相当から工事着手までの期間が39日となったとしても、以下の理由により施行規則第24条の2に規定される届出の期限の趣旨に反することではなく、同条の規定に相当する措置を講じたものと考えます。

IP網へ移行すると、IP－POI接続におけるTTC標準（TR-1065）では緊急フラグを付与することができないため、[REDACTED]同社からの要望に基づき、同社が利用を行う([REDACTED])ことを前提に、当社が当社のSIPサーバに開発を行うこととしました。

本機能の追加は、上記のとおり[REDACTED]社の個別要望であり、他の相互接続における通信形態に影響はなく、相互接続における通信形態の選択肢を現状に比して増加させる性質のものであることから、他の事業者との円滑な接続を阻害する恐れはありません。なお、現時点では[REDACTED]社以外に利用予定はありませんが、仮に、本機能の利用を要望する事業者が生じた場合は、当該事業者の利用は可能であり、公平に取り扱う考えです。

また、[REDACTED]社の当該サービスは、公共性及び社会性の高いものであります。「網機能提供計画」を規定する電気通信事業法の第一条（目的）において「この法律は、電気通信事業の公共性にかんがみ、その運営を適正かつ合理的なものとするとともに、その公正な競争を促進することにより、電気通信役務の円滑な提供を確保するとともにその利用者の利益を保護し、もつて電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保を図り、公共の福祉を増進することを目的とする。」と定められているところですが、本機能を実現することは、電気通信役務の円滑な提供を確保し、公共性の高い[REDACTED]サービスを実現することとなり、電気通信役務の円滑な提供を確保するとともにその

利用者の利益を保護し、もつて電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保を図り、公共の福祉を増進することとなり、電気通信事業法第一条に定める目的に合致すると考えます。

(3) 施行規則第 24 条の 3 に規定される公表に相当する措置

本機能については、平成 31 年 3 月 29 日に施行規則第 24 条に規定する様式第 18 の届出書に相当する書面を提出した後、直ちにその内容を当社HPにて公表しました。

(4) 施行規則第 24 条の 4 第 1 項に規定される説明会の開催に相当する措置

本機能に係る事業者説明会の開催について、平成 31 年 3 月 29 日に接続事業者へ周知し、平成 31 年 4 月 5 日に説明会を開催いたしましたが、出席者は 1 社 3 名のみで、意見・要望はございませんでした。

(5) 施行規則第 24 条の 4 第 2 項に規定される意見受付期間の設定に相当する措置

本機能について、平成 31 年 3 月 29 日から同年 4 月 24 日まで意見募集を行いましたが、意見の提出はありませんでした。

(6) 電気通信事業報告規則（昭和 63 年郵政省令第 46 号）第 3 条の 2 に規定される報告に相当する措置

平成 31 年 3 月 29 日から同年 4 月 24 日まで行った本機能に関する意見募集における他の電気通信事業者からの意見の提出に関する状況について、電気通信事業報告規則様式第 22 の 2 相当の書面等により、同年 4 月 25 日に貴省に報告しました。